

訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る掲示

2024 年診療報酬改定に伴い、福島県立南会津病院 みなみあいづ訪問看護ステーションは、地方厚生局等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、オンライン資格確認により、ご利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

【対象者】

訪問看護管理療養費を算定するもの(医療)

【算定要件】

当ステーションは地方厚生局等に届出を行い、健康保険法第3錠第13項の規定による電子資格確認により、看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、訪問看護 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

平成 7 年 9 月 1 日より算定 訪問看護医療 DX 情報活用加算 50円/月額

これに係る施設基準は以下の通りです。

- (1) 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っていること。
- (2) マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えていること。
- (3) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実現するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- (4) 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲示していること。

2025年8月

福島県立南会津病院
みなみあいづ訪問看護ステーション
管理者 平野 真希